



職員の給与等に関する報告及び勧告

平成30年10月

富山県人事委員会

平成30年10月12日

富山県議会議長 **高野行雄** 殿

富山県知事 **石井隆一** 殿

富山県人事委員会委員長 **久保精一郎**

富山県人事委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、県職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告の実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

報 告

1 はじめに

わが国は、少子高齢化や人口減少が進行するなかで、経済再生や地方創生、東日本大震災からの復興、働き方改革の推進など、様々な課題への対応が求められており、行政の果たすべき役割と責任はますます増大している。

そのなかで、県としても、公正に公務を遂行するとともに、県民の期待に応え、効果的かつ効率的な行政運営を行っていくことが求められている。

また、職員一人ひとりには、県民の奉仕者であることを自覚し、公務員として高い倫理観・使命感と幅広い視野を持ち、県民から信頼され、その期待に応えられるよう全力で職務に精励することが肝要である。

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として設けられており、均衡の原則など地方公務員法に定める給与決定の原則により県民から支持される適正な職員給与を決定するとともに、真摯に職務に精励している職員の給与の安定に資するなど、能率的な行政運営を維持する上での基盤となるものである。

本委員会は、以上のような基本認識のもと、例年どおり富山県職員の給与等の実態を把握するとともに、民間事業所における従業員の給与実態等の諸情勢について調査を行ってきたが、その結果は次のとおりである。

2 県職員の給与の状況（第1表及び参考資料）

本委員会は、「富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）」の適用を受ける職員（単純労務職員及び企業職員を除く。）の給与等の実態を把握するため、「平成30年富山県職員給与実態調査」を実施した。

民間給与との比較を行っている行政職給料表適用職員（3,408人、平均年齢43.6歳）の平均給与月額が358,292円となっており、県職員全体（14,299人、同42.8歳）の平均給与月額は377,763円となっている。

（注）平均給与月額とは、給料、地域手当、管理職手当、扶養手当、住居手当等（所定外給与である時間外勤務手当等及び実費弁償的な性格の通勤手当等の手当を除く。）の全ての給与の平均月額をいう。

第1表 県職員の平均給与月額

(単位:人、歳、円)

項目	職員数	平均年齢	給料	扶養手当	地域手当	その他	計
県職員全体	14,299	42.8	350,091	7,877	6,537	13,258	377,763
うち行政職	3,408	43.6	329,511	8,616	7,349	12,816	358,292

(注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額が含まれている。

2 その他には、管理職手当、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当、寒冷地手当(本年度11月から3月に支給される見込額の12分の1の額)、特地勤務手当(準ずる手当を含む)及びへき地手当(準ずる手当を含む)が含まれている。

3 県職員全体には、単純労務職員及び企業職員は含まれていない。

3 民間給与の状況

(1) 調査の概要 (参考資料)

本委員会は、県職員の給与と民間給与との比較を行うため、人事院と共同で県内における企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である645の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した199の事業所を対象に、「平成30年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務に類似すると認められる76職種に従事する者について、本年4月分として支払われた給与月額等を実地に詳細に調査するとともに、各民間企業等における給与改定の状況等について調査した。また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績についても調査した。

職種別民間給与実態調査の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、本年も95.5%と極めて高く、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものである。

(2) 調査の実施結果等

本年の職種別民間給与実態調査の主な調査結果は次のとおりである。

ア 初任給の状況 (参考資料)

企業全体として見た場合に新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で57.5% (昨年61.1%)、高校卒で49.3% (同45.0%) となっている。そのうち、初任給

について、増額した事業所の割合は大学卒で38.6%（同45.8%）、高校卒で40.3%（同48.1%）、据え置いた事業所の割合は大学卒で61.4%（同54.2%）、高校卒で59.7%（同51.9%）となっている。

イ 給与改定の状況（第2表及び第3表）

第2表に示すとおり、民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は43.2%（昨年35.5%）となっており、昨年に比べて増加している。他方、ベースダウンを実施した事業所はなかった（昨年もなし）。

また、第3表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は86.8%となっており、昨年（90.6%）に比べて減少している。

昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は29.4%（昨年28.2%）、減額となっている事業所の割合は2.9%（昨年8.1%）となっている。

第2表 民間における給与改定の状況

（単位：%）

項目 役職 段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの 慣行なし
係員	43.2	5.0	-	51.8
課長級	32.8	5.1	-	62.1

（注）ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第3表 民間における定期昇給の実施状況

（単位：%）

項目 役職 段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化なし			
係員	88.2	86.8	29.4	2.9	54.6	1.4	11.8
課長級	78.2	76.2	24.1	2.3	49.8	2.0	21.8

（注）1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

2 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

4 本年の県職員給与と民間給与との比較

本年の公務と民間の給与（公民給与）の比較を行った結果は、次のとおりである。

(1) 月例給（第4表）

本委員会は、県職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、県にあっては行政職、民間にあってはこれに相当する職種の者について、職務の種類別に、責任の度合、学歴、年齢が対応すると認められる者同士の諸手当を含む給与額の比較（ラスパイレス方式）を行った。

その結果、第4表に示すとおり、本年4月時点で、県職員給与が民間給与を1人当たり平均0.17%（617円）下回っていることが明らかとなった。

第4表 県職員給与と民間給与との較差

民間給与 (A)	県職員給与 (B)	較 差 (A) - (B) $\left[\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100 \right]$
367,821 円	367,204 円	617 円 (0.17%)

(注) 民間、県職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

(2) 特別給（第5表）

本委員会は、職種別民間給与実態調査により民間の特別給（ボーナス）の過去1年間の支給実績を精確に把握し、これに職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っている。

本年の職種別民間給与実態調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、第5表に示すとおり、給与月額額の4.47月に相当しており、県職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数（4.40月）が民間事業所の特別給を0.07月分下回っていた。

第5表 民間における特別給の支給状況

項 目	区 分	事務・技術等従業員
特別給の支給割合	下 半 期	2.41月分
	上 半 期	2.06月分
	計	4.47月分

(注) 下半期とは平成29年8月から平成30年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備 考 県職員の場合、現行の年間支給月数は、平均で4.40月である。

5 経済・雇用指標等 (参考資料)

(1) 民間賃金指標等の動向

「毎月勤労統計調査」(厚生労働省、事業所規模30人以上)によれば、本年4月の「きまって支給する給与」は、昨年4月に比べ、全国では0.6%増加、富山県では0.5%増加となっている。

(2) 物価・生計費

本年4月の消費者物価指数(総務省)は、昨年4月に比べ、全国では0.6%上昇、富山市では0.4%上昇となっている。

また、家計調査(総務省)を基礎に算定した本年4月における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、全国では、それぞれ150,690円、186,520円及び222,350円、富山市では、それぞれ169,877円、218,993円及び268,108円となっている。

(3) 雇用情勢

本年4月の全国の完全失業率(総務省)は、昨年4月から0.3ポイント低下して2.5%(季節調整値)となっている。

また、本年4月の有効求人倍率(厚生労働省)は、昨年4月から、全国では0.12ポイント上昇して1.59倍(季節調整値)、富山県では0.19ポイント上昇して1.97倍(同)となっている。

6 本年の給与の改定

(1) 改定の基本方針

ア 月例給

前記4(1)のとおり本年4月時点で、県職員の給与が民間給与を0.17%(617円)下回っていることが判明した。

本委員会としては、地方公務員法に定める給与決定の原則に従い、民間給与の実態、国家公務員の給与制度及び本年の人事院勧告等の諸情勢を総合的に勘案した結果、県職員の月例給について、公民給与の較差(0.17%)を解消するため、これに見合うよう月例給の引上げ改定を行うことが適当であると判断した。この改定は、本年4月時点の比較に基づいて県職員給与と民間給与を均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施する必要がある。

イ 特別給

期末・勤勉手当については、前記4(2)のとおり県職員の年間の平均支給月数が、民間の特別給の支給割合を0.07月分下回っていた。このため、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げることが適当であると判断した。

(2) 改定すべき事項

ア 給料表

民間給与との比較を行っている行政職給料表については、初任給及び若年層に重点を置いて改定することとした人事院勧告の俸給表に準じて、平均0.2%引き上げることとする。

なお、再任用職員の給料月額についても、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた改定を行う。

行政職給料表以外の給料表についても、人事院勧告に準じて、行政職給料表との均衡を考慮して、引上げ改定を行う。

イ 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、人事院勧告に準じて改定を行う。

ウ 期末手当・勤勉手当

期末・勤勉手当については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げ、4.45月分とする。支給月数の引上げ分は、人事院勧告に準じて、勤勉手当に配分し、本年度については12月

期の勤勉手当を引き上げ、平成31年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分する。

また、再任用職員の勤勉手当並びに任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

このほか、平成31年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分する。

エ 宿日直手当

宿日直手当について、人事院勧告に準じて改定を行う。

(3) その他の課題（住居手当）

住居手当については、本年の人事院報告において必要な検討を行っていくこととしており、本県においても、その動向を注視しつつ、引き続き研究していくこととする。

7 人材の確保・育成

(1) 有為で多様な人材の確保

社会経済情勢等が大きく、また急速に変化するなかで、行政課題の複雑・高度化や、多様化する県民ニーズに迅速かつ的確に対応するためには、次のような力を持った有為で多様な人材を確保することが不可欠である。

- ①時代の変化に柔軟に対応し、斬新な発想ができること。
- ②チャレンジ精神や自発的向上心を持ち、困難な課題にも主体的に取り組めること。
- ③社会性に富み、周囲と協力しながら目標を達成できること。

本委員会においては、Uターン希望者等に採用の門戸を広げるため、これまでも、職員採用上級試験の受験上限年齢の引き上げやUIJターン希望の職務経験者を対象とした採用試験を実施しているところである。

本県では、身体障害者を対象とした採用試験を実施しているが、平成25年に改正された障害者雇用促進法等の関係法令等の趣旨や平成30年4月からの法定雇用率の引上げ等を踏まえ、障害者の採用に積極的かつ適正に努めていく必要がある。

人材確保対策事業としては、少人数説明会や東京、大阪、名古屋でのセミナーをはじめ、女性限定セミナー、新たに社会人向けのセミナー開催などきめ細かく実施することとしている。

若年人口の減少や民間企業の高い採用意欲を背景に、県職員の人材確保は厳しい状況にあるが、今後とも、様々な手法を活用した適切な情報提供や県職員の仕事の魅力をアピー

ルできる機会の充実を図るなど、積極的な人材確保策を展開するとともに、職員の採用を取り巻く諸情勢を見極めながら、採用試験のあり方の検討を行い、引き続き、有為で多様な人材の確保に努めていく必要がある。

また、平成29年5月の地方公務員法の一部改正により、一般職非常勤職員としての会計年度任用職員制度が創設され、平成32年4月から施行されることとなっている。本県においても、非常勤職員の任用や勤務条件の整備について法改正の趣旨、国や他の都道府県の動向などを踏まえながら適切に対応する必要がある。

(2) 女性職員の採用・登用の拡大

女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、女性が職業生活において十分に能力を発揮し、活躍できる環境の整備について、適切に対応していく必要がある。

本県では、平成28年3月に「特定事業主行動計画」を策定し、知事部局及び教育委員会では、女性職員の採用割合を毎年度40%以上に、また管理職の女性割合を平成35年4月までに15%以上に、課長補佐級・係長級の職にある女性職員の割合を30%以上にすることを目標として設定したところである。

職員採用における本県の女性比率は、国に比べて高い水準にあるが、本県においてもより多くの有為な女性の採用が図られるよう、募集活動を積極的に展開するとともに、女性職員の管理職の登用については、女性職員個々が持つ能力や特性を十分に引き出し、発揮できるよう、女性職員向けのスキルアップや意識啓発を行う研修を実施し、登用に向けた取組みを進め、引き続き、富山県男女共同参画推進条例の基本理念として掲げられている「政策又は方針の立案及び決定への男女の共同参画」の実現に向け、一層の女性職員の管理職への登用や職域の拡大を推進していく必要がある。

(3) 時代の要請に応じた職員の育成

時代の要請に対応しつつ、県民の期待に応える質の高い行政を行うためには、職員一人ひとりが資質・能力を十分に発揮し、組織全体の力を高めていくことが必要である。

本県においては、各役職段階に応じた計画的な研修のほか、県民目線に立った県民ニーズを取り込む姿勢や民間の改革マインドを学ぶ研修、キャリア形成を支援し、勤労意欲を高めるための研修を実施しているが、働き方改革を推進するため、今年度は、業務の効率化に向けた職員の意識改革や管理職員のマネジメント能力の向上を図ることを目的として、「チームビルディング研修」や「組織のリスク管理研修」等を実施するとともに、職員の

業務スキルや労働生産性の向上に寄与するため「調整力向上研修」や「企画力向上研修」等を実施することとしている。

今後とも、北陸新幹線開業後の新しい時代に対応した人材が育成されるよう、より効果的な研修を実施すべく新たな研修技法の開発や研修内容・体系の充実を図っていく必要がある。

さらに、職員が幅広い業務を経験し、良好なキャリア形成を目指すため、各任命権者間や本庁と出先機関、他の都道府県との人事交流や、国・民間企業等への職員派遣を、引き続き推進していくことが求められる。

(4) 人事評価制度の着実な推進

社会経済情勢等の変化に的確に対応し、県民に、質の高い行政サービスを効果的・効率的に提供するため、目標による管理を取り入れた仕事の進め方の定着や能力・業績に基づいた公正な処遇の実現により、職員の能力開発意欲を高め、職務遂行意欲の醸成を図ることが必要である。

平成28年の地方公務員法の一部改正において、人事評価を能力評価と業績評価の両面から行い、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用することとされた。

本県における人事評価制度については、知事部局では、従来から職務の目標達成度等を基本とした業績評価制度を実施し、その評価結果を昇給及び勤勉手当に反映し、能力評価も改正法の趣旨を踏まえ実施しているところである。また、教育委員会では、「目標達成度による教員評価」を実施している。

法改正の趣旨に留意しつつ、引き続き、職員及び教員の能力向上と意欲向上、また、効果的・効率的な仕事の進め方に資するよう、これらの評価制度の着実な推進に取り組む必要がある。

8 働き方改革の推進

(1) 長時間勤務の改善等

長時間勤務の改善は、職員の健康保持、勤労意欲・活力の維持、有為な人材の確保や、仕事と家庭が両立し男女が共に活躍できる職場環境づくりといった観点から、非常に重要な課題である。

知事部局における時間外勤務については、特定の重要課題への対応もあり、ここ数年増加傾向で推移している。また、一部の職員には、依然として月100時間又は2～6か月間の

平均で月80時間を超える時間外勤務を行っている実態が見受けられる。

本委員会では、昨年の勧告時、長時間勤務の改善には、①勤務時間の適正な把握、②任命権者、管理監督者、職員の意識改革、③業務改革等の徹底が重要であり、このうち一つでも欠けることがあれば、大きな改善効果は期待できないと報告した。

この報告や、部局横断的に昨年度設置された「富山県庁働き方改革推進チーム」における検討などを受け、今年度に入り、知事部局では、①部局長等を対象とした働き方改革講演会、②特定の時期に業務が集中する所属を対象とした臨時職員の配置や③所属長ヒアリングによる長時間の時間外勤務への対策といった新たな取組みが始まったほか、10月以降に④共通事務システムの改修による、上司の事前命令を原則とした時間外勤務申請制度の導入や⑤パソコン使用時間を利用した職員の勤務時間把握の試行などの取組みも進められることになっている。

県内では、教員が過労死と認定される事案が平成28年に発生したが、教育委員会では、教員の多忙化解消に向け、これまでも国の動きを踏まえ教員の勤務時間に関する意識改革への取組みなど、教員の働き方改革への取組みを進めてきており、パソコンを活用した自己申告等による出退勤時間と業務内容の把握を通じ、管理職をはじめとする教員の勤務時間に関する意識改革に向けた取組みを進めているほか、新たに①部活動における週2日以上上の休養日の設定等を盛り込んだ富山県運動部活動の在り方に関する方針の策定、②スクール・サポート・スタッフや③部活動指導員の配置などにも取り組んでいる。

国においては、本年6月に成立した働き方改革関連法において、36協定に基づく時間外労働について上限が設定されたほか、労働時間の状況を厚生労働省令で定める方法により把握しなければならないこととされた。また、本年の人事院勧告において、国家公務員についても、超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定めることとされた。

文部科学省からは、本年2月に、各都道府県教育委員会に対し、学校における業務改善及び勤務時間管理等についての通知が行われた。

さらに同省では、働き方改革関連法の成立を受け、教員の勤務時間の上限を盛り込んだガイドライン策定などの検討が進められている。

また、本年7月には、過労死等防止対策推進法に基づく「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が改定されている。

こうした諸情勢を踏まえると、職員の長時間勤務の改善等働き方改革は、国、地方公共団体にとっても重要課題の一つである。

本県においては、国や他の都道府県の動向に留意しつつ、昨年報告した3つの点につい

て、引き続き取組みを進めながら、課題の把握に努めるとともに改善策を実施していくことが必要である。

本委員会としても、長時間勤務の改善等に向け、任命権者の取組みを注視しながら、国や他の都道府県の動向も踏まえて必要な助言や支援を検討・実施していく。

ア 勤務時間の適正な把握

勤務時間の管理は、労働法制上求められる使用者としての責務であるとともに、業務改革や長時間勤務の改善を進めていくための基礎として必要不可欠である。

昨年1月に厚生労働省が策定した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」には、使用者が労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認・記録し、適正に把握することや、労働者の自己申告による労働時間の把握は、曖昧な労働時間管理となりがちであることから、使用者が定期的に実態調査を行うことが望ましいことなどが示されている。

知事部局等では、共通事務システムの改修により、上司の事前命令を原則とする時間外勤務申請制度を本年10月から導入している。

教育委員会（県立学校）ではパソコンを活用した自己申告による出退勤時間と業務内容の把握を昨年から実施している。

こうした取組みを通じ、課題や効果を検証しながら、長時間勤務の縮減に努めるとともに、勤務時間の適正な把握に努めていく必要がある。

イ 任命権者、管理監督者、職員の意識改革

各任命権者において、管理監督者のマネジメント能力の向上を図るとともに、各管理監督者自らが①業務の優先順位や進捗状況、スケジュールなどを踏まえ、不要不急の時間外勤務を命じないこと、②深夜にわたる時間外勤務命令を特にやむを得ない事情がある場合に限ることとし、週休日等における時間外勤務の縮減に努めるとともに、イベント等で週休日に業務に従事した場合は、週休日の振替を積極的に活用すること、③職員間で業務量に偏りがある場合は、職場での業務改善や業務分担の見直し等により業務の平準化を図ることなどが重要である。

また、職員一人ひとりも、長時間勤務を改善し、ワーク・ライフ・バランスのとれた勤務スタイルを実現すべきとの意識を強く持ちつつ、計画的・効率的な事務処理を進めていくことが重要である。

ウ 業務改革等の徹底

長時間勤務の改善は、組織運営の問題であり、組織全体として業務量の削減や合理化

など業務改革に積極的に取り組む必要がある。

その際には、短い時間でこれまでと同等以上の付加価値を生み出すという生産性の向上の概念を業務に組み込んでいくことが重要であり、AIやICTを活用した効果的、効率的な業務の実施方法などについて検討していくことが必要である。

学校現場においては、文部科学省から、本年2月に業務改善及び勤務時間管理等についての通知が行われるとともに、教職員が担う業務のあり方や勤務のあり方などについて引き続き検討が行われている。教育委員会では、今年度策定した富山県運動部活動の在り方に関する方針に基づき、休養日等の設定や部活動指導員等の活用により部活動の負担軽減を図るとともに、国の動向等を注視しながら、各学校の実態に応じた業務見直しを進め、教職員の子どもと向き合う時間を確保するとともに、教職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組むことが必要である。

これら3点とともに、各任命権者においては、引き続き年次休暇の計画的な取得促進などに努め、今後とも総労働時間の短縮に向けて、実効性のある取組みを粘り強く進めていく必要がある。

(2) 仕事と家庭の両立支援の推進

仕事と家庭が両立し、男女が共に活躍できる職場環境づくりのためには、長時間勤務の改善を進めるとともに、育児や介護等を行う職員を、職場全体で支援していくことが必要である。

本県では、特定事業主行動計画に基づき、家族看護休暇や育児休業制度等の充実、男性職員の育児参画休暇の拡充、職員の結婚支援を通したライフプランへの意識醸成、介護休暇の分割取得や介護時間の導入、育児や介護を行う必要がある職員を対象とした早出遅出勤務の導入やテレワークの試行実施など、各種施策を進め、多様な働き方の支援に積極的に取り組んでいる。

引き続き、男性職員の育児休業や介護休暇の取得促進など、各種制度の積極的な活用を図り、職員が育児・介護等を行いながら安心して働き続けることができるよう、仕事と家庭の両立支援を推進していくことが重要である。

(3) 柔軟で多様な働き方の実現に向けて

国においては、平成28年4月から、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制

を拡充している。また、夏の生活スタイルを変革する国民運動を展開するため、本年においても7月及び8月に国家公務員の朝型勤務を率先して実施した。

本県においては、今年度から、平成28年度から試行実施している夏の朝型勤務制度の実施期間を9月末まで延長したほか、新たに、会議や説明会など公務の都合により時間外勤務が予定されている場合の遅出等勤務制度を導入したところである。また、テレワークの試行については、育児や介護を行う必要がある職員のほか、在宅勤務を行うことで業務の生産性の向上が期待できる職員についても対象として実施している。

引き続き、朝型勤務制度やテレワークの取組み状況や、各省庁のフレックスタイム制の実施状況、他の都道府県の動向などを踏まえながら、多様な働き方の仕組みづくりについて検討を行う必要がある。

特にテレワークについては、近年の少子高齢化の進展の中で、育児・介護等を行う職員がその資質や能力を最大限発揮できる環境の実現や、職員のワーク・ライフ・バランスの推進等に寄与すると期待されることから、より利用しやすい環境の整備が必要である。

9 心身の健康づくりの充実等

本県における心身両面での職員の健康づくりについては、定期健康診断をはじめ各種健康診断やメンタルヘルス相談、ストレスチェック制度の実施など様々な取組みが行われている。

なかでもメンタルヘルス不調は、より長期間の療養を必要とし、職員本人はもとより公務の運営にも影響を及ぼすことから、その対策は重要な課題である。

メンタルヘルス対策には、何よりも予防、早期発見・早期対応に取り組むことが重要である。そのためには、職員一人ひとりが、自身の心身の状態を把握し、これに対応することや、管理監督者が、職員に対して目配りするとともに、気軽に職員が相談できる環境づくりに努めることなどにより、早期に適切な対応をとることが重要である。

ストレスチェック制度は、全職員のメンタルヘルス不調を未然に防止するための制度であり、今年度は、管理監督者向けメンタルヘルス研修会において、ストレスチェック結果を基にした職場環境改善についての研修が行われるなど、その活用充実が図られているところであり、今後とも積極的に取り組んでいく必要がある。

病気休職者等に対する試し出勤については、円滑な職場復帰や病気の再発防止につながっている事例もあると考えており、引き続き、復職者の支援に努める必要がある。

また、職場における上司や同僚からのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどは、職員個人の人格・尊厳を侵害するのみならず、職場

環境への影響も大きいことから、その防止は重要な課題である。

各任命権者においては、防止マニュアルの策定や相談窓口の設置などの取組みが進められているところであるが、引き続き、職員一人ひとりの意識啓発を図るなど防止対策を積極的に推進するとともに、相談体制の充実や周知など、職員にとって相談しやすい環境づくりに取り組むことが必要である。

10 定年の引上げ

複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠となっていることから、人事院では、本年8月に「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行ったところである。

その主な内容は、①一定の準備期間を確保しつつ定年を段階的に65歳に引き上げること、②役職定年制や短時間勤務制を導入すること、③60歳を超える職員の年間給与は60歳前の7割水準に設定すること等である。

高齢層職員の培ってきた能力及び経験を活用していくことは不可欠であり、本県においても国や他の都道府県の動向を注視しながら職員の定年引上げについて検討を進めていく必要がある。

11 おわりに

人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として行われ、地方公務員法における情勢適応の原則に基づく適正な給与を確保する機能を有するものである。これは長年の経緯を経て県民の理解を得た給与決定方式として定着している。

県議会及び知事におかれては、給与勧告・報告制度が果たしている役割に理解をいただき、この勧告に基づいて適切に対応されるよう要請するものである。

別紙第2

勸告

本委員会は、次の事項を実現するため、富山県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和32年富山県条例第34号）、富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年富山県条例第3号）及び富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年富山県条例第2号）を改正することを勧告する。

1 富山県一般職の職員等の給与に関する条例の改正

(1) 給料

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 初任給調整手当について

(ア) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を414,800円とすること。

(イ) 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を50,800円とすること。

イ 宿日直手当について

勤務1回に係る支給額の限度額を、医師又は歯科医師の宿日直勤務は21,000円、その他の宿日直勤務は7,400円（執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ31,500円、11,100円）とすること。

ウ 期末手当及び勤勉手当について

(ア) 平成30年12月期の支給割合

a b以外の職員

勤勉手当の支給割合を0.95月分（再任用職員にあっては、0.475月分）とすること。

b 特定管理職員

勤勉手当の支給割合を1.15月分（再任用職員にあつては、0.575月分）とすること。

(イ) 平成31年6月期以降の支給割合

a b以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.3月分（再任用職員にあつては0.725月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.925月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.45月分）とすること。

b 特定管理職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.1月分（再任用職員にあつては0.625月分）とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.125月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.55月分）とすること。

2 富山県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 平成30年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

イ 平成31年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

3 富山県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 平成30年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.7月分とすること。

イ 平成31年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、平成30年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のウの(ア)、2の(2)のア及び3の(2)のアについては平成30年12月期から、1の(2)のウの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては平成31年4月1日から実施すること。

別記第 1

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額									
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
	35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
	36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
	37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
	38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
	39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
	40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	

	41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
	45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
	47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
	48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
	49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
	50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
	51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
	52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
	53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
	54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
	55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
	56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
	57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
	58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
	59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
	60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
	61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
	62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
	63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
	64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
再任 用職 員以 外の 職員	65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
	66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
	67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
	68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
	69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
	70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
	71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
	72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
	73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
	74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
	75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
	76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200				
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500				
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800				
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000				
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200				
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500				
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800				
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000				

85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200				
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300					
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600					
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800					
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000					
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300					
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600					
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800					
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000					
94		294,900	342,600							
95		295,200	343,100							
96		295,600	343,500							
97		295,800	343,700							
98		296,100	344,100							
99		296,500	344,500							
100		296,900	344,800							
101		297,100	345,100							
102		297,400	345,500							
103		297,800	345,900							
104		298,100	346,300							
105		298,300	346,800							
106		298,600	347,200							
107		299,000	347,600							
108		299,300	348,000							
109		299,500	348,500							
110		299,900	348,900							
111		300,300	349,200							
112		300,600	349,500							
113		300,800	350,000							
114		301,000								
115		301,300								
116		301,700								
117		301,900								
118		302,100								
119		302,400								
120		302,700								
121		303,100								
122		303,300								
123		303,600								
124		303,900								
125		304,200								
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	167,700	183,500	209,900	249,600	292,900	319,300	347,600	381,900	422,800
	2	169,400	185,200	211,900	251,400	294,900	321,500	349,800	384,100	424,600
	3	171,200	187,000	213,900	253,200	297,000	323,800	352,100	386,000	426,500
	4	172,900	188,800	215,900	255,000	299,300	325,900	354,300	388,100	428,400
	5	174,400	190,700	217,900	256,700	301,000	328,100	356,300	389,800	429,800
	6	176,300	193,000	219,700	258,500	303,200	330,300	358,400	391,800	431,500
	7	178,100	195,300	221,700	260,100	305,300	332,600	360,600	393,600	433,100
	8	180,000	197,600	223,600	261,800	307,500	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	181,700	199,800	225,700	263,100	309,400	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	183,400	202,400	227,500	264,700	311,600	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	185,100	204,900	229,300	266,000	313,900	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	186,800	207,400	231,100	267,300	316,000	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	188,700	209,700	232,900	268,700	318,100	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	190,800	211,500	234,800	270,100	320,400	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	192,900	213,300	236,700	271,200	322,600	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	195,000	215,100	238,600	272,500	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	197,200	217,000	240,100	273,300	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	18	199,600	218,700	241,900	274,700	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	19	202,000	220,600	243,700	276,100	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	20	204,400	222,400	245,500	277,500	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	21	206,900	224,100	247,100	278,800	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	22	208,700	225,900	248,500	280,200	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	210,400	227,700	249,700	281,500	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
	24	212,200	229,500	251,000	283,000	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
	25	214,100	231,100	252,300	284,200	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
	26	215,800	232,800	253,500	286,000	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
	27	217,600	234,500	254,800	288,000	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
	28	219,300	236,200	256,000	290,000	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
	29	221,200	237,400	257,100	291,900	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
	30	223,000	239,200	258,200	293,900	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
	31	224,800	241,000	259,500	295,700	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
	32	226,600	242,800	260,600	297,600	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
	33	228,200	244,200	261,100	299,300	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
	34	229,900	245,700	262,300	301,100	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
	35	231,600	247,000	263,400	303,000	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
	36	233,300	248,400	264,600	304,800	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
	37	234,500	249,700	265,500	306,600	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
	38	236,300	251,000	266,700	308,500	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
	39	238,100	252,200	267,700	310,400	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
	40	239,900	253,400	268,700	312,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500
	41	241,300	254,500	269,900	313,800	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
	42	242,700	255,700	271,200	315,600	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400
	43	244,000	256,800	272,500	317,500	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
	44	245,200	257,900	273,700	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200
	45	246,500	258,600	274,800	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500
	46	247,600	259,700	276,300	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	
	47	248,600	260,800	277,800	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	
	48	249,500	262,000	279,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	

	49	250,300	262,900	281,100	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300
	50	251,400	264,100	282,800	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600
	51	252,600	265,100	284,500	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900
	52	253,700	266,200	286,000	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300
	53	254,300	267,400	287,500	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700
	54	255,500	268,300	289,300	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900
	55	256,400	269,700	291,000	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200
	56	257,600	270,900	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400
	57	258,600	271,900	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800
	58	259,600	273,500	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000
	59	260,400	274,900	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200
	60	261,400	276,400	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400
	61	262,500	278,000	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800
	62	263,400	279,600	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300	
	63	264,500	281,200	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600	
	64	265,400	282,700	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900	
	65	266,500	284,100	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200	
	66	267,700	285,500	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500	
	67	268,900	287,000	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800	
	68	270,000	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100	
	69	271,200	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300	
	70	272,600	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600	
	71	274,000	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900	
	72	275,300	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200	
再任 職員以 外の 職員	73	276,500	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400	
	74	277,900	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700	
	75	279,300	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000	
	76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300	
	77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500	
	78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800	
	79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100	
	80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400	
	81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600	
	82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900	
83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200		
84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500		
85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700		
86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500			
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800			
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000			
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200			
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500			
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800			
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000			
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200			
94	300,600	324,200	350,600	384,200					
95	301,700	325,600	352,100	384,800					
96	303,000	326,900	353,600	385,300					
97	304,100	328,100	354,900	385,700					
98	305,300	329,400	356,100	386,100					
99	306,500	330,700	357,200	386,700					
100	307,700	332,000	358,400	387,200					

101	308,900	333,400	359,500	387,600					
102	309,900	334,300	360,600	388,100					
103	311,000	335,400	361,700	388,700					
104	312,000	336,600	362,900	389,200					
105	312,800	337,700	364,100	389,500					
106	313,400	338,800	364,600	389,900					
107	314,000	339,800	365,200	390,400					
108	314,700	340,900	365,800	390,700					
109	315,200	342,100	366,400	391,000					
110	315,700	343,100	366,900	391,500					
111	316,200	344,100	367,400	392,000					
112	316,800	345,000	367,900	392,500					
113	317,600	345,900	368,300	392,800					
114	318,300	346,800	368,700	393,300					
115	319,000	347,800	369,300	393,800					
116	319,700	348,800	369,800	394,300					
117	320,300	349,800	370,200	394,600					
118	321,100	350,300	370,700	395,100					
119	321,800	350,900	371,300	395,600					
120	322,600	351,500	371,800	396,100					
121	323,200	351,800	372,000	396,500					
122	323,500	352,200	372,500	397,000					
123	324,000	352,700	373,000	397,400					
124	324,500	353,100	373,400	397,900					
125	324,800	353,500	373,900	398,300					
126		353,900	374,400						
127		354,400	374,900						
128		354,800	375,400						
129		355,200	375,700						
130		355,600	376,200						
131		356,000	376,700						
132		356,400	377,200						
133		356,600	377,500						
134		357,100	378,000						
135		357,500	378,400						
136		357,800	378,800						
137		358,100	379,100						
138		358,500	379,600						
139		359,000	380,100						
140		359,500	380,600						
141		359,800	380,900						
142		360,300							
143		360,800							
144		361,300							
145		361,600							
再任用職員	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500

備考 この表は、警察官に適用する。

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	157,900	202,300	330,200	416,900
	2	159,400	204,000	332,400	418,700
	3	160,900	205,600	334,700	420,500
	4	162,400	207,300	336,800	422,200
	5	164,100	209,100	339,000	423,700
	6	166,000	210,700	341,200	425,200
	7	167,800	212,400	343,500	427,100
	8	169,600	214,000	345,800	429,000
	9	171,400	215,800	347,500	430,800
	10	173,500	217,700	349,600	432,600
	11	175,500	219,600	351,700	434,500
	12	177,500	221,500	353,800	436,300
	13	179,500	223,000	355,900	438,000
	14	181,700	225,000	357,900	439,900
	15	183,900	227,000	359,900	441,700
	16	186,100	229,000	361,900	443,600
	17	188,400	230,800	363,500	445,300
	18	191,000	233,500	365,400	447,100
	19	193,500	236,200	367,200	448,900
	20	196,000	238,900	369,200	450,700
	21	198,500	241,500	370,800	452,300
	22	200,200	244,300	372,700	454,000
	23	201,900	246,900	374,500	455,900
	24	203,600	249,600	376,400	457,600
	25	205,100	252,100	377,700	459,300
	26	206,600	254,600	379,500	460,900
	27	208,300	257,100	381,300	462,500
	28	209,900	259,400	383,200	464,000
	29	211,400	262,000	385,000	465,500
	30	213,100	264,400	386,900	466,800
	31	214,800	266,600	388,800	468,100
	32	216,500	268,800	390,800	469,400
	33	218,000	270,900	392,500	470,600
	34	219,800	273,100	394,200	471,300
	35	221,600	275,300	395,800	472,000
	36	223,400	277,300	397,600	472,700
	37	224,900	279,600	398,800	473,300
	38	226,700	281,600	400,300	
	39	228,500	283,500	401,700	
	40	230,300	285,500	403,100	
	41	232,000	287,300	404,800	
	42	233,700	289,700	406,200	
	43	235,300	292,000	407,500	
	44	236,900	294,500	409,000	
	45	238,300	296,500	410,600	
	46	239,700	299,000	411,900	
	47	241,000	301,300	413,400	
	48	242,200	304,000	415,000	

	49	243,600	306,400	416,700
	50	245,100	308,800	418,100
	51	246,300	311,300	419,700
	52	247,800	313,600	421,200
	53	249,000	315,800	422,900
	54	250,200	318,000	424,400
	55	251,600	320,100	426,000
	56	252,700	322,300	427,600
	57	254,000	324,200	429,100
	58	255,100	326,300	430,600
	59	256,200	328,400	431,800
	60	257,400	330,400	433,000
	61	258,700	332,500	434,200
	62	259,800	334,600	435,500
	63	261,200	336,800	436,800
	64	262,300	339,000	438,000
	65	263,600	340,700	439,200
	66	265,100	342,900	440,400
	67	266,600	344,900	441,600
	68	268,300	347,100	442,800
	69	269,700	348,900	444,000
	70	271,100	350,800	445,200
	71	272,500	352,800	446,400
	72	273,900	354,800	447,600
	73	275,000	356,400	448,700
	74	276,400	358,300	449,300
	75	277,800	360,100	449,800
	76	279,000	362,000	450,300
再任用職員以外の職員	77	280,200	363,800	450,800
	78	281,400	365,500	
	79	282,600	367,200	
	80	283,800	368,800	
	81	284,900	370,300	
	82	286,100	371,800	
	83	287,300	373,300	
	84	288,500	374,700	
	85	289,500	375,800	
	86	290,600	377,200	
	87	291,600	378,600	
	88	292,800	379,900	
	89	293,900	381,200	
	90	295,000	382,500	
	91	296,200	383,700	
	92	297,400	385,000	
	93	297,900	386,300	
	94	298,900	387,400	
	95	300,000	388,700	
	96	301,200	389,900	
	97	302,200	391,300	
	98	303,300	392,300	
	99	304,300	393,400	
	100	305,400	394,400	
	101	306,300	395,300	
	102	307,400	396,300	
	103	308,500	397,400	
	104	309,500	398,500	

105	310,100	399,200		
106	311,000	400,100		
107	311,800	401,000		
108	312,600	401,900		
109	313,500	402,700		
110	313,900	403,600		
111	314,300	404,400		
112	314,800	405,200		
113	315,400	405,800		
114	315,800	406,500		
115	316,300	407,200		
116	316,800	407,900		
117	317,400	408,500		
118	317,900	409,000		
119	318,300	409,400		
120	318,800	409,800		
121	319,300	410,200		
122	319,700	410,500		
123	320,200	410,800		
124	320,700	411,000		
125	321,300	411,200		
126	321,600	411,500		
127	321,900	411,800		
128	322,200	412,000		
129	322,400	412,200		
130	322,700	412,500		
131	323,000	412,800		
132	323,300	413,000		
133	323,500	413,200		
134	323,700	413,500		
135	323,900	413,800		
136	324,200	414,000		
137	324,500	414,200		
138	324,700	414,500		
139	325,000	414,800		
140	325,300	415,000		
141	325,500	415,200		
142	325,700	415,500		
143	326,000	415,800		
144	326,200	416,000		
145	326,500	416,200		
146	326,700			
147	327,000			
148	327,300			
149	327,500			
150	327,700			
151	328,000			
152	328,300			
153	328,500			
再任用職員	234,000	274,300	331,100	415,200

備考

- この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	157,900	173,900	291,300	406,700
	2	159,400	176,000	293,900	408,200
	3	160,900	178,100	296,800	409,700
	4	162,400	180,300	299,300	411,200
	5	164,100	182,300	301,800	412,600
	6	166,000	184,500	304,200	414,000
	7	167,800	186,700	306,500	415,500
	8	169,600	188,900	308,900	417,100
	9	171,400	191,200	311,300	418,500
	10	173,500	194,000	313,900	419,900
	11	175,500	196,700	316,600	421,300
	12	177,500	199,400	319,500	422,600
	13	179,500	202,300	321,900	423,900
	14	181,700	204,000	323,900	425,300
	15	183,900	205,600	325,900	426,700
	16	186,100	207,300	328,200	428,100
	17	188,400	209,100	330,200	429,300
	18	191,000	210,700	332,400	430,600
	19	193,500	212,400	334,700	431,800
	20	196,000	214,000	336,800	433,100
	21	198,500	215,800	339,000	434,200
	22	200,200	217,700	341,200	435,400
	23	201,900	219,600	343,500	436,700
	24	203,600	221,500	345,800	438,000
	25	205,100	223,000	347,500	439,300
	26	206,500	225,000	349,300	440,500
	27	208,100	227,000	351,200	441,500
	28	209,600	229,000	353,100	442,600
	29	211,300	230,800	354,900	443,800
	30	213,000	233,500	356,700	444,600
	31	214,700	236,200	358,400	445,400
	32	216,400	238,900	360,300	446,300
	33	217,800	241,500	361,600	447,200
	34	219,500	244,300	363,300	447,700
	35	221,200	246,900	364,800	448,200
	36	222,900	249,600	366,600	448,700
	37	224,300	252,100	368,500	449,200
	38	226,000	254,600	370,000	
	39	227,700	257,100	371,300	
	40	229,400	259,400	372,900	
	41	231,000	262,000	374,000	
	42	232,700	264,400	375,400	
	43	234,300	266,600	376,800	
	44	235,900	268,800	378,300	
	45	237,600	270,900	379,700	
	46	239,100	273,100	381,300	
	47	240,400	275,300	382,900	
	48	241,800	277,300	384,400	
	49	243,000	279,600	385,800	
	50	244,400	281,600	387,300	
	51	245,900	283,500	388,800	
	52	247,100	285,500	390,200	

	53	248,200	287,300	391,400
	54	249,600	289,700	392,700
	55	250,800	292,000	393,800
	56	252,000	294,500	394,900
	57	253,200	296,500	396,300
	58	254,400	299,000	397,500
	59	255,500	301,300	398,700
	60	256,700	304,000	400,000
	61	258,100	306,400	401,200
	62	259,100	308,800	402,200
	63	260,300	311,300	403,600
	64	261,200	313,600	404,900
	65	262,200	315,800	406,100
	66	263,600	318,000	407,200
	67	265,000	320,100	408,400
	68	266,400	322,300	409,500
	69	268,000	324,200	410,500
	70	269,500	326,300	411,700
	71	271,000	328,400	412,900
	72	272,400	330,400	414,100
	73	273,400	332,500	414,700
	74	274,600	334,600	415,500
	75	275,900	336,800	416,200
	76	277,100	339,000	416,700
	77	278,300	340,700	417,000
	78	279,400	342,600	417,400
再任	79	280,600	344,300	417,800
用職	80	281,800	346,100	418,200
員以	81	283,000	347,900	418,500
外の	82	283,900	349,700	418,900
職員	83	285,100	351,100	419,300
	84	286,300	352,900	419,600
	85	287,200	354,100	419,900
	86	288,100	355,700	420,300
	87	288,800	357,200	420,700
	88	289,800	358,700	421,000
	89	290,800	360,000	421,300
	90	291,700	361,300	421,600
	91	292,600	362,700	421,900
	92	293,400	364,100	422,100
	93	293,700	365,600	422,300
	94	294,400	366,900	
	95	295,100	368,200	
	96	295,900	369,400	
	97	296,700	370,400	
	98	297,500	371,400	
	99	298,300	372,400	
	100	299,000	373,400	
	101	299,900	374,300	
	102	300,400	375,300	
	103	300,900	376,300	
	104	301,400	377,300	
	105	301,600	378,100	
	106	302,000	379,000	
	107	302,300	379,900	
	108	302,500	380,900	

109	302,700	381,700		
110	302,900	382,700		
111	303,200	383,700		
112	303,500	384,700		
113	303,700	385,300		
114	303,900	386,200		
115	304,100	387,100		
116	304,400	388,000		
117	304,700	388,800		
118	305,000	389,500		
119	305,300	390,300		
120	305,600	391,100		
121	305,800	391,700		
122	306,000	392,500		
123	306,200	393,200		
124	306,500	393,900		
125	306,800	394,500		
126		395,200		
127		395,700		
128		396,300		
129		397,000		
130		397,600		
131		398,100		
132		398,600		
133		398,900		
134		399,200		
135		399,500		
136		399,800		
137		400,100		
138		400,400		
139		400,700		
140		401,000		
141		401,300		
142		401,600		
143		401,900		
144		402,200		
145		402,400		
146		402,700		
147		403,000		
148		403,200		
149		403,400		
150		403,700		
151		404,000		
152		404,200		
153		404,400		
154		404,700		
155		405,000		
156		405,200		
157		405,400		
再任用職員	225,200	271,100	324,400	405,200

備考

- この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

研究職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	144,300	194,000	280,200	331,500	388,800
	2	145,400	196,600	282,600	333,700	391,700
	3	146,600	199,000	285,000	335,900	394,300
	4	147,700	201,400	287,400	337,900	397,100
	5	148,800	203,900	289,700	339,700	399,200
	6	150,100	206,200	291,900	341,800	401,900
	7	151,400	208,500	293,900	343,900	404,600
	8	152,700	210,700	295,900	345,900	407,300
	9	153,800	212,800	298,000	347,600	409,800
	10	155,500	215,100	300,600	349,600	412,400
	11	157,100	217,600	303,200	351,700	415,100
	12	158,700	219,900	306,000	353,600	417,900
	13	160,200	221,900	308,100	355,600	420,500
	14	162,100	224,300	310,700	357,500	423,200
	15	164,000	226,700	313,200	359,300	426,000
	16	166,000	229,100	316,000	361,200	428,700
	17	167,800	231,300	318,600	362,900	431,200
	18	170,000	234,100	320,800	364,800	433,800
	19	172,200	237,000	323,000	366,500	436,300
	20	174,300	239,900	325,100	368,500	438,900
	21	176,500	242,400	327,300	370,000	441,400
	22	178,900	245,100	329,300	372,000	444,000
	23	181,200	247,600	331,300	373,700	446,600
	24	183,500	250,300	333,300	375,600	449,100
	25	185,600	253,000	335,200	377,000	451,300
	26	187,800	255,400	337,100	378,700	453,600
	27	189,900	257,700	338,900	380,600	456,100
	28	192,000	259,900	340,700	382,500	458,600
	29	194,100	262,500	342,600	384,200	461,100
	30	195,700	264,700	344,300	386,100	463,600
	31	197,500	266,600	345,800	388,000	466,100
	32	199,200	268,700	347,500	389,900	468,600
	33	201,000	270,400	348,700	391,500	470,900
	34	202,900	272,400	350,100	393,300	473,300
	35	204,800	274,500	351,400	394,900	475,700
	36	206,700	276,400	352,900	396,700	478,200
	37	208,200	278,300	354,100	397,900	480,600
	38	210,100	279,800	355,500	399,400	483,100
	39	212,000	281,000	356,700	400,800	485,500
	40	213,900	282,500	358,100	402,200	488,000

	41	215,700	283,900	358,800	403,600	490,300
	42	217,600	284,800	359,900	404,900	492,500
	43	219,500	285,800	361,100	406,400	494,700
	44	221,400	286,800	362,200	408,000	496,900
	45	223,100	287,500	363,300	409,400	498,600
	46	225,000	288,700	364,500	410,600	500,100
	47	226,800	289,900	365,800	412,200	501,700
	48	228,600	291,100	366,900	413,800	503,200
	49	230,300	292,400	368,000	415,100	504,900
	50	232,100	293,700	369,300	416,500	506,300
	51	233,800	294,800	370,600	418,000	507,700
	52	235,500	295,900	371,900	419,400	509,200
	53	236,900	297,100	372,600	420,800	510,300
	54	238,700	298,300	373,600	422,200	511,500
	55	240,400	299,600	374,500	423,600	512,700
	56	242,000	300,700	375,500	425,000	513,900
	57	243,200	301,500	376,300	426,100	514,800
	58	244,400	302,600	377,100	427,400	515,800
	59	245,400	303,800	377,800	428,800	516,800
	60	246,500	304,900	378,500	430,100	517,800
再任 用職 員以 外の 職員	61	247,600	305,800	379,100	430,900	518,900
	62	248,700	306,900	379,800	431,800	519,800
	63	249,600	308,000	380,700	432,800	520,500
	64	250,700	309,100	381,600	433,700	521,200
	65	251,900	309,900	382,200	434,600	522,000
	66	252,900	311,000	383,000	435,400	522,800
	67	254,000	311,900	383,800	436,000	523,600
	68	254,900	312,900	384,600	436,800	524,400
	69	255,800	313,900	385,200	437,200	525,100
	70	257,200	314,900	385,900	437,800	525,900
	71	258,700	316,000	386,600	438,300	526,700
	72	260,000	317,100	387,300	438,800	527,500
	73	261,400	317,600	388,000	439,300	528,200
	74	262,800	318,600	388,600		
	75	264,200	319,700	389,200		
	76	265,300	320,800	389,900		
77	266,400	321,900	390,600			
78	267,600	322,900	391,200			
79	268,900	323,800	391,800			
80	270,000	324,700	392,400			
81	271,200	325,800	393,000			
82	272,500	326,600	393,600			
83	273,800	327,300	394,200			
84	275,000	328,100	394,800			

85	276,100	328,600	395,300		
86	277,200	329,100	395,800		
87	278,500	329,600	396,300		
88	279,700	330,100	397,000		
89	280,500	330,400	397,400		
90	281,700	330,900			
91	282,700	331,400			
92	283,900	331,900			
93	284,800	332,200			
94	285,800	332,600			
95	286,800	333,100			
96	287,800	333,600			
97	288,100	334,100			
98	289,000	334,600			
99	289,700	335,100			
100	290,600	335,600			
101	291,500	336,100			
102	292,200	336,600			
103	292,900	337,100			
104	293,600	337,600			
105	294,300	338,100			
106	294,800	338,500			
107	295,300	339,000			
108	295,800	339,400			
109	296,000	339,900			
110	296,400	340,300			
111	296,700	340,800			
112	297,000	341,200			
113	297,300	341,700			
114	297,600	342,100			
115	297,900	342,600			
116	298,200	343,000			
117	298,500	343,500			
118	298,900	343,900			
119	299,200	344,300			
120	299,600	344,700			
121	299,900	345,100			
再任用職員	217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、本務として試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	247,900	333,100	397,900	471,700	566,500
	2	250,400	336,100	400,800	474,000	569,600
	3	252,900	339,000	403,700	476,200	572,700
	4	255,400	342,000	406,500	478,500	575,800
	5	257,600	344,700	409,100	480,700	578,700
	6	261,400	348,000	411,800	482,900	581,100
	7	265,200	351,100	414,600	485,100	583,500
	8	269,000	354,200	417,300	487,300	585,900
	9	272,600	357,000	419,500	489,300	588,100
	10	276,600	359,900	422,200	491,400	589,600
	11	280,600	363,000	424,800	493,500	591,100
	12	284,600	366,200	427,500	495,600	592,600
	13	288,400	369,100	429,900	497,700	594,100
	14	292,400	372,700	432,400	499,800	595,200
	15	296,300	375,900	434,800	501,900	596,300
	16	300,200	379,600	437,300	504,000	597,200
	17	303,900	383,200	439,300	506,100	598,400
	18	307,500	385,900	441,700	508,100	599,400
	19	311,000	388,700	444,000	510,100	600,400
	20	314,600	391,400	446,400	512,100	601,400
	21	318,200	394,200	447,900	513,900	602,400
	22	321,900	396,800	450,300	515,700	
	23	325,400	399,400	452,600	517,600	
	24	328,900	401,800	454,900	519,500	
	25	332,400	403,800	456,900	521,200	
	26	335,200	406,100	459,200	523,000	
	27	337,800	408,300	461,400	524,800	
	28	340,400	410,600	463,700	526,600	
	29	343,200	412,900	465,800	528,200	
	30	345,300	415,000	468,100	530,000	
	31	347,500	417,000	470,400	531,800	
	32	349,900	419,100	472,600	533,600	
	33	352,100	421,000	474,600	535,200	
	34	354,500	422,800	476,700	537,000	
	35	356,700	424,600	478,800	538,700	
	36	359,200	426,600	480,900	540,500	
	37	361,400	428,500	483,000	542,100	
	38	363,800	430,500	484,800	543,700	
	39	366,200	432,400	486,600	545,100	
	40	368,400	434,400	488,400	546,700	

	41	370,700	436,200	490,100	548,200
	42	372,100	438,000	491,900	549,600
	43	373,600	439,700	493,700	551,000
	44	375,000	441,500	495,500	552,300
	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500
再任 用職 員以 外の 職員	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
	64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	393,300	469,000	520,500	571,600	
66		469,700	521,400		
67		470,400	522,100		
68		471,000	523,000		
69		471,300	523,900		
70		472,000	524,700		
71		472,700	525,600		
72		473,400	526,500		
73		473,800	527,300		
74		474,400	528,200		
75		475,100	529,100		
76		475,800	529,800		
77		476,200	530,600		
78		476,800	531,500		
79		477,400	532,400		
80		477,900	533,300		
81		478,500	534,100		
82		479,000	535,000		
83		479,500	535,900		
84		480,000	536,800		

	85		480,400	537,600		
	86		481,000	538,500		
	87		481,400	539,400		
	88		481,900	540,300		
	89		482,400	541,100		
	90		483,000			
	91		483,600			
	92		484,000			
	93		484,500			
	94		485,100			
	95		485,700			
	96		486,300			
	97		486,800			
再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000	565,900

備考 この表は、病院、厚生センター等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	149,000	186,900	222,100	248,100	279,900	327,000	371,100
	2	150,400	188,500	223,700	249,300	281,900	329,000	373,800
	3	151,800	190,100	225,300	250,500	284,100	331,200	376,400
	4	153,200	191,700	226,900	251,900	286,200	333,400	379,100
	5	154,400	193,200	228,300	253,100	288,300	335,200	381,500
	6	156,200	194,700	229,900	254,300	290,400	337,400	384,200
	7	157,900	196,300	231,400	255,500	292,500	339,400	386,800
	8	159,600	197,800	233,000	256,600	294,600	341,600	389,500
	9	161,300	199,400	234,100	257,900	296,600	343,400	391,600
	10	163,000	201,100	235,600	258,900	298,800	345,500	393,900
	11	164,700	202,700	237,000	259,900	300,900	347,600	396,100
	12	166,500	204,400	238,200	260,900	303,100	349,700	398,300
	13	168,000	205,800	239,800	262,200	305,100	351,200	400,400
	14	169,900	207,400	241,200	263,500	307,000	353,200	402,400
	15	171,900	209,000	242,400	265,100	309,100	355,100	404,400
	16	173,800	210,600	243,800	266,500	311,100	357,100	406,500
	17	175,700	212,000	244,700	268,000	313,100	358,900	408,300
	18	177,600	213,600	245,900	269,800	315,100	360,900	410,300
	19	179,400	215,300	247,100	271,600	317,200	362,900	412,200
	20	181,300	217,000	248,300	273,400	319,300	364,900	414,300
	21	183,200	218,300	249,700	275,200	321,100	366,700	416,100
	22	184,700	219,800	250,700	277,000	323,100	368,700	417,700
	23	186,200	221,200	251,700	278,800	324,900	370,800	419,300
	24	187,700	222,700	252,800	280,500	326,900	372,900	420,800
	25	189,300	224,100	254,000	282,300	328,600	374,300	422,300
	26	190,600	225,500	255,300	284,200	330,500	376,100	423,600
	27	192,100	226,800	256,700	286,100	332,500	377,900	424,900
	28	193,500	228,100	258,200	287,900	334,500	379,600	426,200
	29	195,000	229,400	259,600	289,600	335,800	381,400	427,500
	30	196,200	230,800	261,300	291,400	337,600	382,900	428,700
	31	197,500	232,300	263,000	293,200	339,300	384,500	429,900
	32	198,800	233,700	264,600	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	200,200	234,800	266,000	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	201,600	236,100	267,800	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	202,900	237,100	269,500	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	204,300	238,400	271,200	302,100	348,300	391,300	435,800

	37	205,400	239,800	272,700	303,400	350,100	392,400	437,100
	38	206,700	241,100	274,400	305,100	351,800	393,600	437,900
	39	208,000	242,200	276,100	306,600	353,400	394,700	438,300
	40	209,300	243,500	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000
	41	210,400	244,800	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500
	42	211,600	245,900	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900
	43	212,800	247,100	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300
	44	214,000	248,200	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
	45	215,200	249,300	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
	46	216,300	250,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
	47	217,300	252,200	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
	48	218,400	253,500	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
	49	219,400	255,100	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
	50	220,400	256,500	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
	51	221,300	257,900	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
	52	222,300	259,200	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
	53	222,700	260,300	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
	54	223,600	261,700	299,200	327,600	369,700	402,800	
	55	224,300	263,100	300,600	328,700	370,600	403,100	
	56	225,200	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400	
再任 用職 員以 外の 職員	57	225,900	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700	
	58	226,800	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000	
	59	227,500	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300	
	60	228,300	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700	
	61	229,200	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900	
	62	230,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200	
	63	230,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500	
	64	231,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
	65	232,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
	66	233,300	275,700	314,100	336,500	377,900		
	67	234,100	276,600	314,900	337,200	378,600		
	68	234,900	277,700	315,700	337,900	379,200		
	69	235,600	278,700	316,300	338,600	379,600		
	70	236,300	279,700	317,000	339,100	380,100		
	71	237,000	280,800	317,700	339,700	380,600		
	72	237,600	281,900	318,300	340,300	381,100		
	73	238,300	282,500	319,000	340,600	381,700		
	74	239,100	283,200	319,200	341,200	382,200		
	75	239,900	283,700	319,800	341,700	382,800		
	76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400		

77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900		
78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400		
79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900		
80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400		
81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700		
82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200		
83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600		
84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000		
85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400		
86		289,500	325,400	346,300	387,900		
87		289,700	325,600	346,600	388,300		
88		289,900	326,000	346,900	388,700		
89		290,300	326,400	347,300	389,100		
90		290,500	326,800	347,600	389,600		
91		290,700	327,200	348,000	390,000		
92		290,900	327,600	348,300	390,400		
93		291,300	327,900	348,700	390,800		
94		291,500	328,100	349,000			
95		291,700	328,500	349,300			
96		292,000	328,800	349,600			
97		292,400	329,000	349,900			
98		292,700	329,300	350,300			
99		292,900	329,600	350,700			
100		293,200	329,900	351,100			
101		293,500	330,100	351,600			
102		293,700	330,400	352,000			
103		293,900	330,800	352,400			
104		294,200	331,000	352,800			
105		294,500	331,200	353,300			
106			331,400				
107			331,800				
108			332,000				
109			332,200				
110			332,600				
111			333,000				
112			333,400				
113			333,600				
再任用職員	188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、病院、厚生センター、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、獣医師、保健師、栄養士、診療放射線技師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	163,000	190,500	238,500	261,100	285,900	330,100	374,100
	2	164,400	192,600	240,300	262,100	287,700	332,200	376,700
	3	165,900	194,700	242,100	263,000	289,500	334,200	379,400
	4	167,300	196,700	243,900	264,100	291,400	336,400	382,000
	5	168,800	198,800	245,300	264,700	293,100	338,400	384,200
	6	170,300	201,100	246,600	265,700	294,900	340,500	386,600
	7	171,800	203,400	247,700	266,500	296,800	342,600	388,900
	8	173,300	205,700	249,000	267,500	298,600	344,700	391,200
	9	174,600	208,100	250,000	268,600	300,500	346,200	393,200
	10	176,300	209,500	251,100	269,400	302,400	348,200	395,300
	11	177,900	210,900	252,000	270,500	304,200	350,100	397,500
	12	179,400	212,100	252,900	271,700	306,100	352,100	399,800
	13	180,900	213,500	254,100	273,000	307,600	354,000	401,700
	14	182,900	214,900	255,200	274,200	309,200	356,100	403,700
	15	184,900	216,400	256,000	275,400	311,000	358,200	405,900
	16	186,900	217,600	257,000	276,800	312,800	360,200	408,100
	17	189,100	219,000	257,600	278,100	314,500	362,200	410,100
	18	191,200	220,500	258,500	279,500	316,100	364,200	412,300
	19	193,300	222,000	259,500	280,700	317,800	366,300	414,500
	20	195,400	223,500	260,400	282,000	319,500	368,400	416,600
	21	197,500	224,700	261,300	283,600	320,900	370,100	418,500
	22	199,700	226,400	262,300	285,200	322,400	372,200	420,400
	23	201,900	228,100	263,200	286,700	323,900	374,300	422,200
	24	204,100	229,800	264,200	288,100	325,400	376,300	424,100
	25	206,100	231,100	265,400	289,400	326,800	378,300	425,800
	26	207,400	232,800	266,500	291,200	328,200	379,900	427,400
	27	208,600	234,500	267,700	293,000	329,700	381,800	429,100
	28	209,900	236,200	268,900	294,700	331,300	383,700	430,700
	29	211,100	237,800	270,100	296,000	332,400	385,500	432,000
	30	212,200	239,200	271,600	297,600	333,900	387,200	433,300
	31	213,500	240,500	273,200	299,200	335,300	389,100	434,900
	32	214,700	241,600	274,600	300,900	336,800	390,900	436,400
	33	216,000	242,800	276,200	302,300	338,400	392,600	438,100
	34	217,300	243,900	277,700	303,800	339,900	394,300	439,700
	35	218,600	244,800	279,000	305,400	341,500	396,100	441,100
	36	219,900	245,900	280,300	307,000	343,000	397,800	442,500
	37	221,100	246,800	281,900	308,300	344,700	399,400	443,600
	38	222,500	247,900	283,300	309,700	346,300	401,100	444,900
	39	223,800	248,800	284,800	311,100	347,800	402,900	446,200
	40	225,200	249,900	286,200	312,700	349,400	404,700	447,600

41	226,100	250,400	287,500	314,200	350,600	406,200	448,600
42	227,500	251,300	289,000	315,600	352,100	407,700	449,300
43	228,900	252,200	290,500	317,000	353,600	409,200	450,100
44	230,300	253,100	292,100	318,500	355,000	410,500	450,700
45	231,500	253,900	293,400	319,300	356,600	411,600	451,600
46	232,900	254,900	294,800	320,700	357,600	412,700	452,300
47	234,200	255,800	296,300	322,100	359,100	413,800	453,100
48	235,500	256,800	297,800	323,600	360,400	415,000	453,900
49	236,500	257,800	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
50	237,600	258,900	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
51	238,600	260,100	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
52	239,700	261,300	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
53	240,600	262,400	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
54	241,700	263,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
55	242,700	265,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
56	243,700	266,700	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
57	244,400	268,200	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
58	245,400	269,800	310,300	336,400	372,900	425,700	
59	246,100	271,300	311,500	337,600	373,900	426,300	
60	247,100	272,800	312,900	338,900	374,900	426,700	
61	248,000	274,200	314,000	340,000	375,500	427,300	
62	249,000	275,700	315,300	340,900	376,300	427,800	
63	249,800	277,200	316,600	342,100	377,100	428,200	
64	250,800	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700	
65	251,700	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300	
66	252,600	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700	
67	253,700	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000	
68	254,600	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
69	255,400	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
70	256,500	287,000	324,800	350,000	382,000		
71	257,600	288,500	325,900	351,100	382,700		
72	258,700	289,900	326,800	352,200	383,300		
73	260,100	290,900	328,100	353,000	384,000		
74	261,400	292,300	328,800	354,100	384,500		
75	262,700	293,500	329,900	355,200	385,100		
76	263,900	294,800	331,100	356,300	385,600		
77	264,900	296,200	332,200	357,000	386,000		
78	266,000	297,500	333,400	357,800	386,600		
79	267,300	298,700	334,500	358,600	387,100		
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400		
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700		
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200		
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600		
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900		

再任用職員以外の職員	85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200
	86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700
	87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200
	88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600
	89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
	90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
	91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
	92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
	93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
	94	281,900	315,000	348,400	366,400	
	95	282,800	315,700	349,100	366,800	
	96	283,800	316,300	349,700	367,100	
	97	284,400	317,000	350,100	367,700	
	98	285,200	317,300	350,500	368,200	
	99	285,800	317,900	351,000	368,700	
	100	286,700	318,600	351,400	369,200	
	101	287,500	319,000	351,900	369,800	
	102	288,300	319,600	352,300	370,300	
	103	289,100	320,200	352,800	370,800	
	104	289,900	320,800	353,200	371,200	
	105	290,600	321,200	353,500	371,800	
	106	291,100	321,700	354,000	372,300	
	107	291,600	322,200	354,400	372,800	
	108	292,100	322,700	354,700	373,300	
	109	292,300	323,100	355,200	373,900	
	110	292,600	323,500	355,700	374,300	
	111	292,800	323,800	356,200	374,800	
	112	293,200	324,100	356,700	375,300	
113	293,500	324,500	357,200	375,900		
114	293,700	324,900	357,700			
115	294,100	325,300	358,200			
116	294,400	325,600	358,600			
117	294,700	325,800	359,000			
118	295,000	326,100	359,400			
119	295,300	326,500	359,900			
120	295,700	326,700	360,400			
121	296,000	326,900	360,800			
122	296,400	327,200	361,300			
123	296,700	327,500	361,800			
124	297,100	327,800	362,300			
125	297,300	328,000	362,600			
126	297,500	328,300				
127	297,800	328,700				
128	298,200	328,900				

129	298,400	329,100					
130	298,700	329,300					
131	299,100	329,700					
132	299,500	329,900					
133	299,700	330,200					
134	300,000	330,600					
135	300,400	331,000					
136	300,700	331,400					
137	300,900	331,700					
138	301,200	332,100					
139	301,600	332,500					
140	301,900	332,900					
141	302,100	333,200					
142	302,500	333,600					
143	302,900	333,900					
144	303,200	334,300					
145	303,400	334,600					
146	303,600	335,000					
147	303,900	335,400					
148	304,300	335,800					
149	304,500	336,100					
150	304,700	336,500					
151	305,000	336,900					
152	305,300	337,300					
153	305,700	337,600					
154	305,900						
155	306,100						
156	306,400						
157	306,700						
158	307,000						
159	307,300						
160	307,600						
161	308,000						
162	308,300						
163	308,600						
164	308,900						
165	309,300						
166	309,600						
167	309,900						
168	310,200						
169	310,600						
再任用職員	235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備考 この表は、病院、障害児入所施設等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別記第2

第5条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	396,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

第5条第2項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	330,000
2	366,000
3	394,000

別記第3

第7条第1項の給料表

号 給	給 料 月 額
	円
1	374,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000